

地域医療構想調整会議名	鹿行地域医療構想調整会議
-------------	--------------

提出日	令和3年 9月 2日
所属	潮来保健所
役職・氏名	所長 緒方 剛

### 令和3年度医師派遣調整に係る意見 回答様式

#### 1 「令和2年度優先順位の考え方」に加える補正の考え方」に関する意見

※ 回答に際しては、別添の留意事項を参照の上、具体的に記載してください。

地域医療構想調整会議各委員の意見のうち、当地域に限定しない全県的な事項のみについて列記したものであり、必ずしも会議委員の間で調整されたものではありません。

#### 【選定プロセスについて】

- 要望数が180を超え、絞り込みが必要であるという点では、選定プロセスはやむを得ないと考えます。

今後の希望として5疾病5事業について、それぞれに定められた選定基準を現に満たしていることが前提条件のようになると、極めて限られた医療機関間での仕組みとなり、医師少数地域での底上げにはつながらないようにも感じます。

#### 【SCRの考え方について】

- SCRを用いることにより、医療提供体制が不足している二次医療圏への派遣を優先することは適正という意見もある一方、医療提供体制が大きく不足しているとされた医療圏をみると、担っている医療機関が少ないケースが多く、バランスが不適切という意見もあった。

#### 【救急医療について】

- 救急医療に関しての参考にするデータ欄に各消防本部提供データ項目が掲示されています。救急搬送症例の内、受療中疾病の病状変化による救急搬送利用では患者のかかりつけ医療機関までの搬送となるケースがあります。それらにより搬送時間が長くなったり、他医療圏への搬送となっている部分を補正したデータにより、必要な2次救急医療体制整備目標がより明確化されるのではないのでしょうか。

- 二次救急の体制整備について、優先順位の高い医療圏を選定し、「その選定した医療圏のうち、救急搬送件数の多い医療機関を選定してはどうか。」とあります。救急搬送状況（他医療圏への流失）及び救急搬送時間の改善には、医療機関の配置状況及び機能・収容能力並びに人口分布等を踏まえた、様々な役割分担による救急医療体制の拡充が必要です。一定の救急搬送件数を有し、救急医療に不可欠な診療領域の医師（内科専門領域など）が不在となっている医療機関への医師派遣を考慮することも有効と考えます。

- 医師少数区域の体制確保にあつては、基本的に最低限の水準を確保するための整備と、二次救急病院であっても分野によっては高度な拠点機能を付加するための整備とを、同列で考えるのではなく別々に整理検討してほしい。医療法の改正と医師確保計画では医師の偏在是正が最重要項目とされていることから、医師少数区域の派遣調整にあつては、是正のための手厚い補正などの調整を前提にして、どの分野においても医師少数区域相互を比較して選定外とすることはせず、個々の医療機関の状況を踏まえ増員検討の判断をしていただきたい。

## 2 その他

### 【機能分化の考え方について】

- 機能分化の考え方がまとまった後に、各医療機関に任された領域について、その分野の医師派遣を要請する流れを取るのが、調整会議としては適切なのではないのでしょうか？

### 【脳神経外科診療について】

- 県全体として、脳神経外科医は大変貴重な存在であると推察します。「一次脳卒中センター」の考え方からも、脳神経外科疾患患者については、まずは特定の病院への集約を進めるべきであり、それによる患者救命率向上の方が県や地域全体としての寄与割合が大きくなるものと考えます。

### 【医師派遣に関する考え方について】

- 脳神経外科医師と同様に、呼吸器内科医師や救急医も貴重な存在であると考えます。

医療資源の乏しい県・地域であるからこそ、複数の病院で医師を分けるのではなく、機能の集約に動く方が賢明であると考えます。

医師数名で完結出来る医療には限りがあり、また、それに伴う医療従事者の確保や教育も並大抵の努力で成り立つものではありません。

安易に医師を「万遍なく」配置することは、逆に地域にとってマイナスに働く可能性さえ感じます。

- 茨城県医師確保計画に基づく医師派遣調整は、短期的な医師確保対策として実施する位置付けのものであり、中長期的には医師不足・偏在を解消するための根本対策の着実な実施が重要となることから、その点についてしっかりと対応いただくようお願いいたします。併せて、地域の医療提供体制をどのようにするのも必要な医師数に密接に関連することから、各地域の地域医療構想調整会議における議論が着実に進展するよう対応をお願いいたします。

- 十分な医師確保がかなわないことで、5疾病5事業の各選定基準を一部満たせない状況があるものの、在籍する各専門医により、多くの（一定程度の）症例に対して専門的医療が提供されている。医師少数地域では、特にそのような形も含め救急医療をはじめ地域医療が守られているのではないかと。